

第13号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 概 要

「刑法等の一部を改正する法律」において、令和7年6月1日より、刑罰としての「懲役」および「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることとされた。これに伴い、関係する条例の規定を整備する。

2 関係条例および改正内容

①職員の分限に関する条例

第5条の3第1項に規定する「禁この刑」を「拘禁刑」に改正する。

②品川区特別区税条例

第66条第1項に規定する「懲役」を「拘禁刑」に改正する。

③品川区プールの管理に関する条例

第11条に規定する「懲役」を「拘禁刑」に改正する。

④品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例

付則第2条第5項および6項に規定する「懲役」を「拘禁刑」に改正する。

3 施行日

令和7年6月1日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【職員の分限に関する条例の一部を改正する条例】

改正後	改正前
<p>昭和27年2月25日条例第1号</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第5条の3 任命権者は、拘禁刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとする事ができる。</p> <p>(第2項省略)</p>	<p>昭和27年2月25日条例第1号</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第5条の3 任命権者は、禁この刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとする事ができる。</p> <p>(第2項省略)</p>

【品川区特別区税条例の一部を改正する条例】

改正後	改正前
<p>昭和39年12月15日条例第48号</p> <p>(入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に関する罪)</p> <p>第66条 前条第1項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、もしくは虚偽の記載をした者または同条第2項の規定に違反して5年間帳簿を保存しなかつた者に対しては、1年以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(第2項省略)</p>	<p>昭和39年12月15日条例第48号</p> <p>(入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に関する罪)</p> <p>第66条 前条第1項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、もしくは虚偽の記載をした者または同条第2項の規定に違反して5年間帳簿を保存しなかつた者に対しては、1年以下の懲役または10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(第2項省略)</p>

【品川区プールの管理に関する条例の一部を改正する条例】

改正後	改正前
<p>昭和50年3月25日条例第36号</p> <p>(罰則)</p> <p>第11条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(第1号および第2号省略)</p>	<p>昭和50年3月25日条例第36号</p> <p>(罰則)</p> <p>第11条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役または10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(第1号および第2号省略)</p>

【品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例（令和5年品川区条例第1号）の一部を改正する条例】

改正後	改正前
<p>付 則 （第1条省略） （経過措置）</p> <p>第2条（第1項省略） （第2項から第4項まで省略）</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号アに規定する個人情報ファイル（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）を施行日後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>または100万円以下の罰金に処する。 （第1号および第2号省略）</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を施行日後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。 （第7項から第9項まで省略）</p> <p>第3条および第4条省略</p>	<p>付 則 （第1条省略） （経過措置）</p> <p>第2条（第1項省略） （第2項から第4項まで省略）</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号アに規定する個人情報ファイル（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）を施行日後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>または100万円以下の罰金に処する。 （第1号および第2号省略）</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を施行日後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。 （第7項から第9項まで省略）</p> <p>第3条および第4条省略</p>

【改正付則】

改正後	改正前
<p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p><u>（罰則の適用等に関する経過措置）</u></p> <p><u>2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、または改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合にお</u></p>	

いて、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）または旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、または改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。